

令和4年度「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」実施要綱

1 趣 旨

滋賀の明日を担う青少年が、社会性や自立性を身につけ、心豊かにたくましく成長していくことは、県民すべての願いです。

近年、スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとする新たな機器やサービスが急速に普及し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中で、SNSに起因する事犯の被害児童数は高い水準で推移し、青少年の犯罪被害は深刻な状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染防止のための「新しい生活様式」の定着に伴い、青少年が自宅でインターネットを利用する時間が増え、不適切な受発信により、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会の増加も懸念されます。

県内における青少年の非行情勢につき、令和3年中に警察で検挙・補導された非行少年の総数は、前年対比では増加に転じており、非行の入口といわれている初発型非行（万引き、自転車盗等）により検挙された人員は、刑法犯少年全体の約4割を占めています。

また、薬物乱用少年や特殊詐欺に加担する少年が増加している要因のひとつとして、インターネット上に氾濫する誤った情報に青少年が躍らされていることも懸念されています。

このような現状のもと、次代を担う青少年の育成は県民全体の責務としてとらえ関係機関・団体が連携し、非行・被害防止に対処するとともに、「地域の力で子どもをまもり、はぐくむ」という観点に立ち、地域と一体となった取り組みを進めることが必要です。

このため、滋賀県では7月を「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」（以下「月間」という。）とし、関係機関・団体、地域住民等が青少年の非行と犯罪被害に対する共通の理解と認識を深め、青少年はもとより、県全体が規範意識を高め、社会環境の浄化を図るための諸施策・諸活動を集中的に実施し、青少年の非行や被害の防止と保護の徹底を図ります。

2 期 間

令和4年7月1日（金）から同月31日（日）までの1か月間

3 主 唱

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、青少年育成県民会議

4 参 加

市町、市町教育委員会、青少年育成市町民会議

5 重点テーマ

「地域の力で子どもをまもり、はぐくむ」

○ 重点施策

- ・ インターネット・SNS利用に係る子どもの非行・被害防止対策の推進
- ・ 不良行為および初発型非行防止対策の推進

6 県内統一行事

県下一斉の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」街頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施しないこととします。

7 月間の実施事項

(1) ペアレンタルコントロール等によるインターネット・SNS利用にかかる子どもの犯罪被害等の防止

- ① スマートフォンの普及に伴い、子どもがSNS等を利用する時間が増え、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会が更に増加することが懸念されることから、携帯電話会社等の関係団体と連携し、子どもが閲覧するコンテンツやアプリの制限、利用時間を管理するペアレンタルコントロール機能の積極的な活用およびインターネット利用環境に必要な「フィルタリング」の利用促進にかかる広報および啓発活動を推進します。

また、子どもやその保護者等に対して、SNS利用の危険性やSNSに起因するトラブルの防止策、家庭でのルール作りや情報モラルを身に付けることの重要性について、積極的な広報・啓発に努めます。

- ② 子どもが「自画撮り被害」を含む児童ポルノ事犯や児童買春事犯、「JKビジネス」等に係る事犯の被害を受けることがないように、学校や関係機関を通じて児童や保護者をはじめとする社会全体に対し、青少年の性被害防止について広く周知します。

(2) 不良行為および初発型非行防止対策の推進

- ① 検挙された青少年のうち、非行の入口と呼ばれる初発型非行の件数は前年より減少しているものの、「万引き」のみ増加しており、刑法犯少年総数に

占める初発型非行の割合は約4割を超えている状況から、万引きや乗り物盗は犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を身に付けさせるため、学校等における非行防止教室の開催を推進するとともに、事業者に対し、店舗内の視認性の向上、防犯カメラの設置拡充、巡回の強化、駐輪場内の監視強化等防犯指導を実施し、犯罪行為を発見した際の関係機関への通報体制の確立等について協力要請し、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを推進します。

また、少年センター、警察、学校等の関係機関、地域住民、防犯ボランティアが連携し、青少年の非行防止に向け、地域の実情に応じた計画的かつ継続した取組を実施するとともに、関係団体等が発行する広報媒体、街頭活動等により、広報啓発活動を推進します。

- ② 青少年が、遊興費欲しさに安易な考えから現金を受け取る役割の「受け子」等としてオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺に加担している現状に鑑み、少年を犯罪に誘い込む手口等についての積極的な情報発信や特殊詐欺で検挙した少年と不良交友関係にある少年への注意喚起に努めるなど青少年を特殊詐欺に加担させない取組を推進します。

(3) 有害環境の浄化活動等の推進

- ① 図書やDVD等の販売店・レンタル店などの事業者に対して、青少年に有害な図書等の区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付けをしないことなど、滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施します。
- ② インターネットカフェ等の深夜営業所、酒類・たばこの販売店舗に対して、身分証明書などによる年齢確認の徹底を図るなど、青少年を取り巻く有害環境を排除するための効果的な取組を推進します。

(4) 薬物の乱用を防止する対策の推進

- ① 近年、青少年による大麻事犯の検挙人員が増加傾向にあり、今後も大麻、危険ドラッグ等の薬物の青少年への浸透が憂慮されることから、学校における薬物乱用防止教育の充実、関係機関と連携したポスター掲示等の街頭啓発、保護者や地域指導者等に対する薬物の危険性・有害性に関する正しい知識の普及に努めます。
- ② 若者の薬物乱用防止を目的として、6月20日から7月19日までの間に滋賀県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施し、市町をはじめとする関係機関・団体等と連携した広報・啓発を推進します。
- ③ 薬物を乱用する青少年の早期発見に努め、関係機関・団体等によるカウンセ

リングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援に努める等、再乱用防止対策の充実強化を図ります。

(5) 再非行（犯罪）の防止

刑法犯少年の再犯者率（触法少年除く）は、依然として高水準で推移している状況にあることから、青少年一人一人の問題状況に応じて、少年センター・あすくる、学校、警察、子ども家庭相談センター等の関係機関が連携し、成長に応じて包括的に支える体制づくり、自立に必要な仕事や居場所の確保を通じた立ち直り支援を推進します。

また、民間団体、職業安定機関、更生保護関係機関、矯正施設及び警察等関係機関・団体が連携し、青少年が非行を繰り返すことなく、健全な社会の一員となるまでの一貫した就労・就学支援を推進します。

(6) 児童虐待防止の総合的な支援

非行を繰り返す青少年の中には、何らかの虐待を受けているケースもあることから、県、市町、関係機関および県民が相互に連携し、オレンジリボンキャンペーンをはじめとする虐待の未然防止から早期発見・早期対応、迅速かつ適切な子どもの保護に努めます。

また、虐待行為のあった親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）や子どもが自立するまでの切れ目のない総合的な支援を行っていきます。

(7) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

- ① いじめ・暴力や人間関係等に悩み苦しんでいる地域の子どもたちを見逃さないよう、様々な大人が関わり子どもを見守る体制を構築します。

また、子どもたちが自分や友人の安全に関する不安や悩みを、躊躇することなく周囲の大人に相談できるよう、学校や警察をはじめとする関係機関等との連携を強化します。

- ② SNS等における誹謗中傷の書き込み等インターネット上のいじめを含むいじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努めるとともに、インターネット上のいじめが、刑法犯の名誉棄損罪や侮辱罪を構成し、また、重大な人権侵害や被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取組を推進します。

(8) 関係機関と地域社会が一体となった補導・相談活動の推進

警察に設置されている少年サポートセンターや、市町に設置されている少年センターをはじめとした関係機関が、関係団体や学校のみならず、地域住民、民間ボランティアを含め地域ぐるみで密接な連携強化を図ることにより、地域の実情に応じた組織的、計画的な活動を展開します。

また、飲酒・喫煙・深夜はいかいといった不良行為等の問題行動の早期発見、補導に努めます。

8 月間実施上の留意事項

(1) 月間の趣旨の周知・定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が県民に定着していくようにするため、保護者などの大人に向けた意識啓発、青少年育成に悪影響を及ぼすような社会風潮・社会環境の見直し、民間・地域住民の主体的取組の促進といった観点を重視していきます。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民が一体となって非行・被害防止のための諸活動を円滑に実施できるよう連絡調整を十分に行うとともに、同期間に実施される他の青少年の非行・被害防止に関連する月間等との連携に配慮します。

(3) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止および熱中症予防への配慮

昨今の感染状況を踏まえ、感染再拡大をさせないよう手洗い、マスクの着用、蜜の回避（常時換気、距離の確保）などの基本的な感染対策を徹底するとともに、熱中症予防の観点として過剰なマスク着用は控えるなど、「着けてよし！外してよし！みんなよし!!」を実践し、地域の実情に応じた効果的な活動を実施することとします。